

# 松阪市建設工事公表要領

平成 17 年 1 月 1 日  
松阪市告示第 149 号

(目的)

第 1 条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。）の規定に基づき松阪市及び松阪市上下水道部（以下「松阪市等」という。）が当該年度に発注する建設工事の発注予定情報、入札・契約の過程及び契約の内容の公表について必要な事項を定め、入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する市民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(公表する建設工事)

第 2 条 公表の対象とする建設工事は、松阪市建設工事執行規程（平成 17 年告示第 6 号）第 2 条に規定する工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって松阪市等の行為を秘密にする必要があるものを除く。）とする。

(建設工事発注見通しの公表)

第 3 条 建設工事の発注見通しに関する事項について次のとおり公表する。

(1) 内容

- ア 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- イ 入札及び契約の方法
- ウ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

(2) 方法

公共工事発注見通し一覧（様式第 1 号）をインターネットを利用する閲覧（以下「インターネット」という。）及び閲覧所を設け行う閲覧（以下「閲覧」という。）とし、毎年度 4 月 1 日時点のものを遅滞なく掲載し、7 月、10 月及び 1 月の各々 1 日時点のものに見直し、変更後の当該事項を遅滞なく掲載する。ただし、公表する期間は、公表する日の属する年度とする。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第 4 条 入札及び契約の過程に関する事項について次のとおり公表する。

(1) 内容

- ア 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格
- イ 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により入札を行わせる場合の発注基準
- ウ 入札者の商号又は名称及び入札金額
- エ 落札者の商号又は名称及び落札金額
- オ 最低制限価格及び最低制限価格未満の入札者名
- カ 予定価格

(2) 方法

前号アについては、松阪市建設工事入札参加資格審査申請（指名願）募集要領等の公告文を、市広報及びインターネットとし、公告時に遅滞なく掲載する。前号イについては、松阪市建設工事等発注基準を、閲覧及びインターネットとし、発注公告時にはその都度、掲載する。前号ウからカについては、入札参加者一覧（様式第2号）を開札日前日に、また、入札結果速報（様式第3号）及び入札経緯と結果表を落札決定後、遅滞なく閲覧及びインターネットに掲載する。

（契約の内容に関する事項の公表）

第5条 契約の内容について次のとおり公表する。

(1) 内容

- ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- イ 建設工事の名称、場所、種別及び概要
- ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- エ 契約金額

(2) 方法

契約書（写し）を閲覧とし、契約締結後遅滞なく閲覧に供する。

（随意契約を行った場合における契約の内容に関する事項の公表）

第6条 随意契約を行った場合における契約の内容に関する事項について、次のとおり公表する。

(1) 内容

- ア 契約の相手方
- イ 相手方の選定理由
- ウ 契約金額
- エ 予定価格

(2) 方法

随意契約による見積調書及び契約書（写し）を閲覧とし、契約締結後遅滞なく閲覧に供する。この場合において、予定価格が130万円以上の工事請負契約及び50万円以上の工事委託契約については、随意契約実施状況（建設工事等）（様式第4号）によりインターネットに掲載する。

（公表事項の作成）

第7条 第3条及び第6条の公表事項について、対象工事を担当する事業課の長（以下「事業課長」という。）は、同条で規定する時期以降遅滞なく作成するものとする。なお、事業課長は、契約監理課長に報告するものとし、契約監理課長はこれを取りまとめ、公表するものとする。

2 第4条及び第5条について、契約監理課長は、同各条に規定する時期以降遅滞なく作成し、公表するものとする。

（公表事項の変更等）

第8条 事業課長は、第2条の建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をし

たときは、遅滞なく、変更後の契約に係る第5条第1号イから同号エまでに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、第5条の規定による方法により行うものとする。

3 第5条または本条第1項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日の属する年度及び翌年度まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

(閲覧場所)

第9条 事業課長及び契約監理課長は、第7条の規定により作成した事項を遅滞なく総務課情報公開係、契約監理課契約係及び上下水道部において閲覧に供するものとする。

(閲覧日時)

第10条 公表事項を閲覧できる日は、松阪市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 公表事項を閲覧できる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(閲覧条件)

第11条 公表事項は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外に持ち出すことはできない。

2 閲覧に供した書類を汚損又はき損してはならない。

3 閲覧に供した書類の複写等の便宜供与は行わない。

(閲覧手続)

第12条 公表事項を閲覧しようとする者は、前条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年7月27日告示第178号)

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月27日告示第83号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日告示第62号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。



様式第2号（第4条関係）

公告No.		工事名	
入札参加者一覧			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			



